

第71号議案

春日市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正に伴い、分限に関する手続の対象となる処分の範囲に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「職員の意に反する降任、免職、休職」を「法第28条第1項の規定による降任若しくは免職若しくは同条第2項の規定による休職」に、「降給」を「前条の規定による降給」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。